

## 第18回 京都市食の安全安心推進審議会

### 1 開催日時

平成27年12月25日（金）10時から12時まで

### 2 開催場所

ホテル本能寺 西館5階 『雁（かりがね）』

### 3 出席者（敬称略）

委員10人，事務局6人

委員	家原	知子
〃	池本	周三
〃	栗山	圭子
〃	後藤	直正
〃	斎藤	紀子
〃	左中	樹太郎
〃	中川	恵美子
〃	西村	修次
〃	原	強
〃	宮川	恒

保健福祉局保健医療・介護担当局長	居内	学
〃 保健衛生推進室生活衛生担当部長	中谷	繁雄
〃 保健医療課健康危機対策担当課長	中村	正樹
〃 食品安全係長	日野	唯行
〃 担当	田苗	祐二
〃	小谷	晃史

### 4 次第

- (1) 開会
- (2) 京都市挨拶
- (3) 議題

ア 次期「京都市食の安全安心推進計画」の策定について

イ 平成28年度京都市食品衛生監視指導計画（素案）について

- (4) 閉会

### 5 会議録

- (1) 次期京都市食の安全安心推進計画（以下「次期推進計画」という。）の策定に係る市民意見募集の結果及び同結果を踏まえて作成した推進計画の答申案について、事務局から、資料1及び資料2に基づき説明し、以下のとおり御意見をいただいた。

#### ○委員

中央卸売市場では、食の安全安心に関するあらゆる取組を半世紀以上実施してきており、これまで同場内からは一度も食中毒を発生させていない。そのことを、答申案にも記載していただきたい。

## ●事務局

個別の組織名を答申に記載することは難しいが、市民意見募集の結果に対する本市の考え方の「事業者による自主衛生管理」の項目に、事業者が自主衛生管理の取組について努力していることを記載したい。

## ○委員

HACCPという単語が頻繁に出てくるが、中小業者にとってHACCPは簡単ではない。中小業者がHACCPを実施するためには、京都市に助成してもらう必要がある。現実には、中央卸内市場でさえ、経費が高くつくため、HACCPができていない。財政面も含め、どのようにHACCPを普及させていくのか、具体的に示していただきたい。

## ●事務局

HACCPは、設備投資が必要な大企業向けのイメージが強いが、実際は、既存の衛生管理手法にもう一段階の取組を行うことで導入が可能であり、中小事業者でも取り組みやすい衛生管理手法である。

また、京・食の安全衛生管理認証制度（以下「京・認証制度」という。）の活用に応じたのは、HACCPによる衛生管理を最上位ランクとすることも含め、制度の見直しを行う予定である。

## ○委員

HACCPの普及については、「次期京都市食の安全安心推進計画策定検討部会」（以下「部会」という。）でも、事業者にとって、金銭的な負担になるおそれがあることから、どの程度まで事業者に導入を求めていくのか、という議論になった。今後、食のグローバル化や、京都の食を世界に発信していくには、その衛生管理手法が問われ、HACCPによる衛生管理が求められることが想定されるため、「HACCPによる衛生管理の推進」をリーディング事業の1つとした。

一方で、中小事業者が直ちにHACCPを導入することは難しいため、既存の京・認証制度を活用し、段階的にHACCPに取り組んでもらえる制度設計とした。

## ○委員

今回のパブリックコメントの反応は大変良く、特に保健センターが集めた意見が多いようである。これだけの市民意見を募集するために、どのように取り組まれたのか。

## ●事務局

パンフレットを窓口で配布するだけでなく、保健センターの職員が各事業所へ出向き、講習会を開催する中で意見を求めるなどの取組を実施した。また、保健医療課の職員が各種イベントに出席し、参加者から意見を求める等の取組を行った。これらの取組の結果、非常に多くの意見がいただけたものと考えている。

## ○委員

次期推進計画骨子案について組織内で議論したところ、「現行計画の取りまとめがない、数値目標が漠然としているため、推進計画の最終年度に目標達成の評価ができないのではないか。」という意見があった。

## ●事務局

現行計画の評価については、次期推進計画の本編に記載することで対応したい。

また、数値目標の設定については、次期推進計画では「食の安全性の確保」と「安心できる食生活の実現」という2つの柱のそれぞれに目標を定め、その達成状況を評価するための数値として、指標（案）を設定した。本市では、毎年度、「京都市食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）」を策定しており、その中で具体的な指導件数や収去件数の数値目標を設定しているため、次期推進計画では目標の達成状況等を評価するための指標を設定することとした。

#### ○委員

現行計画（平成23年度～27年度）の総括については、正式には来年度に実施するものであり、その総括を踏まえて次期推進計画を策定すると、計画が途切れてしまうことになるので、システム上難しいところもある。

#### ○委員

T P Pや原発の稼働リスク等の想定外の事案については、事案の発生に応じて個別に対応を検討するとの説明だが、これらの事案は発生する可能性が高いので、ある程度、次期推進計画にも盛り込むべきではないか。

#### ●事務局

T P Pについては国の施策が非常に大きく影響するが、現時点で安全性に関する考え方は変えないとしており、本市としても、基本的には国の考え方に準拠することとしている。

原発のリスクについては、福島第一原発の事故対応の経験や教訓があるため、基本的にはベースがあると考えているが、仮に高浜原発で事故が起きた場合は、食だけでなく生命の問題とも関わるので、防災関係部署と緊急対応を協議することになる。

#### ○委員

輸入食品については、京都市だけで対応できるのか。

#### ●事務局

輸入食品の安全性の確保は、国が実施する検疫での対応が第一であり、検疫後の市内の流通品を本市が検査している状況である。

#### ○委員

市民意見募集については、多くの意見が得られて非常に良かったので、審議会の意見として答申の最後に謝意を示す文言を加えていくことにしたい。その際の文面については会長と事務局に一任していただきたい。

#### ○一同

異議なし

#### ○委員

資料1-1の「(7) 情報発信」に、「多言語化や、国内外へ広く情報発信すべき」という市民意見があり、京都市としても国内外へ情報発信を行うという考え方を示しているが、答申案の10ページでは国内外への情報発信について触れられていない。一言追記してはどうか。

○委員

オリンピックやパラリンピックには言及しているが、もう少し全体的に観光客への情報発信について触れるべきという意見だが、事務局としてどうか。

●事務局

御指摘のとおり、本市としても多言語化に対応する必要があると認識しているため、答申案の10ページについては文言を追記のうえ修正する。

○委員

最近、秋田で肥料会社の表示偽装の問題があったが、その偽装された肥料により栽培された農産物が全国に出荷されている。食の安心安全の観点から、それらの農産物についても検査すべきではないか。

○委員

肥料の表示問題は、食品の表示とは異なり、有機肥料ではない肥料が有機肥料と偽装されたものであり、本計画に基づき対応すべき事案なのか難しい。本件は、食品に直接関係しないわけでもなく、複雑な問題であるが、市の見解としてはどうか。

●事務局

現行計画では、農産物の栽培等食品の生産から消費まで対応することとしており、栽培段階では農薬の使用状況等を確認することとしている。御指摘の肥料の偽装問題については、本計画に基づき対応するかは個々の事案での判断となる。

○委員

JAS規格では有機農産物に使用できる肥料の成分等が定められているが、今回偽装された肥料は有機農産物に使用できる肥料と表示していたにも関わらず、実際には異なっていたものである。このため、この肥料で栽培された農産物は有機農産物を名乗ることができなくなった。

●事務局

仮に、偽装された肥料により栽培された農産物に有害な物質が含まれていた場合は、流通先の調査が行われ、緊急の立入検査等を実施することになる。

○委員

大きな組織では、内部監査等がしっかり行われているが、産地直売所や道の駅では十分に内部監査等が行われているのか。行政による監視指導は行っているのか。

○委員

京都市が実施している食品の収去検査の対象施設に道の駅は含まれているのか。

●事務局

道の駅も収去検査の対象施設としている。

また、市内には中央卸売市場を経由しない食品も流通しているが、これらの食品についても収去検査の対象としている。

農薬については庁内関係部署が適正に使用されているかを確認しており、農産物の安全性の確保を図っている。

○委員

T P Pの問題では、野菜の消費の60%が加工用・業務用であり、そのうちの半分近くが輸入品であるという統計がある。それらの食品をどのようにコントロールしていくのかが現時点では漠然としており、見えないことが消費者の不安につながっていると考える。そこに踏み込んだ具体的な施策を、今後検討し、次期推進計画に盛り込んでいくべきと考える。

また、肥料偽装の問題や、地域の生産者や農薬の問題については、地域の中であれば我々の目で直接見えることから一定のコントロールが可能であり、トレーサビリティも含めて安全性の担保が取れる。そのためにも地産地消などの取組の推進が重要となる。地産地消のキャンペーンなどを実施してはどうか。

●事務局

地産地消については、庁内関係部署が「京の旬野菜推奨事業」を実施しており、京都で取れる新鮮な野菜を推奨している。

また環境に関する部署でも、地産地消が「エコ」にもつながるということで推奨している。

○委員

資料1-1の「(5) 危機管理体制」で、「機動力を備えておくこと。」という市民意見に対し、研修を実施するとの考え方を示しているが、次期推進計画にシミュレーションや訓練等を実施しているとの表現を盛り込むことで、市民の安心に繋がるのではないかと感じた。

●事務局

食中毒等緊急事案に関する対策として、実際に飲食店等の施設で訓練することは難しいため、会議室等を使用し、実際の事案を想定したシミュレーション研修等を実施している。次期推進計画では、研修内容も明記する予定である。

○委員

消費税が10パーセントになった時に軽減税率が導入されるとの報道があるが、このことは食の安全安心に関与するののか。

●事務局

直接、食の安全安心には関係しないと考えている。

○委員

店で購入し、持ち帰った食品については軽減税率が適用されるという報道もあるが、この点は食の安全安心に関与するののか。

○委員

軽減税率の適用により、食品の持ち帰りが増加することが想定され、食の安全安心の観点からは、消費者が適切な保管・管理を行う必要がある。

○委員

減税目的に日持ちしない食品を持ち帰って食べ、これにより体調不良を起こす事案も発生するかもしれない。しかし、T P Pの問題と同様に、どのような事案が発生するかは現時点ではわからない。

○委員

消費税が上がると、外食事業者や食品加工業者等の仕入れコストに跳ね返る。仮に強い購買力が働き、弱小の業者が商品を買いたたかれた場合、低品質の商品が市場に出てくることも懸念される。

○委員

その場合は年度毎の収去計画において対象品目を精査し、その都度対応することになるのではないか。

●事務局

持ち帰った食品の衛生管理については常々から注意喚起しているところではあるが、引き続き、消費者へのリスクコミュニケーションを推進することにより、適切に情報提供していきたい。

○委員

「中国産が不安」という意見が多いが、中国に限らず輸入食品については、例えば現地の工場はHACCPを導入している等といった情報を正確に情報発信するリスクコミュニケーションが必要と考える。

京都市がやるべきなのか、輸入品を取り扱っているデパートがやるべきなのかは検討する必要があるが、市民が必要以上に恐れることがないように、不安を和らげるための情報発信が必要と考える。

○委員

食品偽装の問題では、デパートの関係者として、いつ、どこで、このような問題が発生するか分からないため、従業員が「安全です」と断言することは難しい。このため、中国産の商品なら中国産である等、お客様に対して正しい情報を提供することを心がけている。

○委員

市民が漠然とした不安を感じるのは、情報が足りないことによると感じている。例えば、生協では中国産の商品は食べないという組合員が多くいたので、生協が委託している中国の工場の衛生管理の様子をビデオで撮影し、組合員に公開した。それでもビデオの映像は撮影時だけのものだと考え、安心だと思ってくれなくなる。中国産冷凍餃子のような事故が一度でも発生すると、消費者は信用しなくなるため、こまめに情報発信していくことと、何か起こった時に適切に対処することが重要になる。適切に対処できるかが、信頼を失うか、信頼を得るかの分かれ目になると思うので、何らかの問題が発生した場合には適切に対処してもらいたい。

京都市の考え方には情報発信の具体的な内容が書かれていないので、もう少し具体的に書いてもらえるとよいと思う。

○委員

現在主流のSNSも5年後には使われているのかわからないので、骨子案の中で情報発信の具体的な内容を盛り込むことは難しい。具体的な内容については年度ごとの計画を策定する際に議論していけたらよいと考える。

○委員

京都のおせち料理は、98パーセントが中国産である。三重県の桑名の蛤はほとんど

どが中国産だが、事故はまったく起きていない。

○委員

そのような事例があることを、市民新聞等で生産過程を含めてアピールするのも一つである。

○委員

リスクコミュニケーションになりえるテーマを一度列挙してみて、それを一つ一つ検討していくことも必要ではないか。例えば講座を開き、一つのテーマについて理解が得られたら次のテーマについて検討するなどしてはどうか。

昔は「養殖物は悪い」という風潮があったが、現在はその風潮も解消されたように思える。

○委員

京都市は事業者に対しても、もっと厳しい指導をすべきではないのか。京都市食品衛生協会でも活動をしているが、衛生管理が悪い事業者は多い。まずは事業者がやるべき話ではあるが、管理・監督すべき京都市がもう少し強めの指導をしても良いのではないか。食の安全安心の出発点は事業者の取組である。

●事務局

監視はしっかりと行いつつ、自主的な衛生管理についても啓発していきたい。

また、リスクコミュニケーションについては、年齢ごとに情報源や内容が異なるので、意見交換できる場を設けていき、一つ一つ着実に取り組んでいきたい。

(2) 平成28年度京都市食品衛生監視指導計画（素案）について、事務局から資料3に基づき説明し、以下のとおり御意見をいただいた。

○委員

指導計画の特色に記載されている5項目は前年度と同じか。

●事務局

推進計画骨子案のパブリックコメントの結果や、審議会での意見を踏まえ、前年度と同様としたが、細部の表現については推進計画のリーディング事業の内容を反映させる形で修正している。

○委員

市民から通報を受けた際の対応については定めているのか。

●事務局

市民からの情報については、内容に応じて対応することとしている。市民から不良食品の届出があった場合の一般的な対応は8ページに記載している。

○委員

過去に違反のある事業者については、営業者の年齢や、許可を受けてからの年数等、何らかの傾向のようなものがあると思うが、その傾向を踏まえて監視期間や対象を設定してはどうか。

●事務局

本市においては、過去の食中毒や違反の発生状況を総合的に勘案したうえで、監視指導の対象施設及び回数を定めており、過去1年間に食中毒の原因となった施設など、具体的な対象施設及び頻度を定めて指導を行うこととしている。

○委員

指導計画の中で、公益通報窓口の連絡先等は記載しないのか。

●事務局

指導計画を冊子にする際には、地域に密着した監視やリスクコミュニケーションを実施している各保健センターの連絡先を記載する予定である。

○委員

4ページの図には「京都市食の安全総合ネットワーク」との記載があり、審議会も含まれているが、昨年度から変更はないか。

現在の審議会の役割は、ネットワークと呼称するには少し違和感がある。

○委員

これはネットワークという組織を作りましょうという話ではなく、ネットワークとして機能させる、という趣旨だと理解しているが、事務局としてはどうか。

●事務局

「京都市食の安全総合ネットワーク」は現行計画でも定められており、前年度以前の監視指導計画にも記載されている。御指摘のとおり、市民、事業者、行政等の全体を指す、食に関する安全情報を市民生活に活かすためのネットワークである。

○委員

市民意見を募集した際に、ネットワークという呼称が分かりにくいという意見が出てくるかもしれないが、その場合は検討する必要がある。

○委員

6ページの「(1) 実施時期」の表について、飲食店重点監視のみがノロウイルス・カンピロバクター対策と明記されていることにも違和感がある。7、8月に実施する生食用食肉等取扱施設一斉監視もカンピロバクター対策の一斉監視であるので、カンピロバクター対策と明記すべきではないのか。

●事務局

御指摘のとおり、年間を通じて発生するカンピロバクターが、ノロウイルスと同様に冬期に発生すると誤解されかねないため、記載方法を修正する。

○委員

5ページの表のD欄に記載されている「許可を要しない食品販売施設」とは具体的にどのような施設になるのか。具体的に記載してほしい。

●事務局

具体的に例示させていただく。



○委員

D欄の「飲食店営業及び喫茶店営業」には「(自動販売機, 移動販売)」と記載されているが, それらを含むという意味か, それらを除くという意味か。

●事務局

許可を要しないという表現が誤解を生みかねないため, その他の表現と併せて, 市民に理解しやすいように修正する。

○委員

農家が農産物を自分の家の前で直接販売する場合も, 許可を要しない食品販売施設になるのか。

●事務局

そうなる。

○委員

HACCPの普及推進も監視指導になるのか。

●事務局

HACCPを導入したいが方法がわからない, という事業者もいるため, 年間を通じて必要な監視指導を行う中で周知することになる。

○委員

指導計画の特色の中では, 京・認証制度も含めて普及を図るとしていたが, 監視指導ではHACCPのみの監視指導なのか。

●事務局

京・認証制度を含む。

○委員

来年度の収去計画では, 「その他の食品」の検体数を増やしているようだが, 具体的にはどのような食品か。

●事務局

「野菜・果物及びその加工品」については, 野菜のO157の検査を減らした。これは, 過去の検査結果において検出されることがなかったことによる。

また, 「その他の食品」については, 調理パンと, 各保健センターが地域の特性に応じて調査が必要と判断した食品になる。前者は京都市が全国的にもパンの消費量が多いということで新たに追加した。後者については, 年度毎に各保健センターが決定することになる。

○委員

今年度から新たに検査することにした菓子類とは何か。上欄にある和菓子とは何が違うのか。

●事務局

具体的には洋菓子になる。菓子類だけの記載では分かりづらいので, 記載内容を修

正する。

○委員

これまで洋菓子の検査はしていなかったのか。

●事務局

食品衛生法上、菓子類には規格基準が定められていないため、従前までは菓子類の検査をしておこなったが、近年、京の食文化を代表する食品についても安全性を確保する必要があることから、和菓子について食中毒菌検査を開始した。

洋菓子についても、最近は京都ブランドの洋菓子も増えてきたことから、新たに来年度から検査の対象に加えることとした。

○委員

「和菓子（菓子類）」の（菓子類）は不要ではないか。

●事務局

分かりやすいように表現を修正する。

○委員

魚介類の検体数は111とされているが、この数の中には、中央卸売市場が独自に実施している検査の数は含まれているのか。

●事務局

衛生部局として実施している数であり、その他の検査数は含まれていない。

○委員

同じ京都市が実施している検査であるので、そちらも加えた数を記載するべきではないか。

●事務局

あくまで食品衛生の指導計画になるので、衛生部局が実施した数を記載したい。

○委員

これまで実施してきた収去検査の結果から、問題がなかったものは削減する一方で、社会情勢に応じて検査対象を新たに追加したと理解したが、それで問題ないか。

●事務局

問題ない。

○委員

今年度、審議会でも議論した京・認証制度のランク分けの内容が盛り込まれているのは良いことである。

○委員

食品衛生協会では各種事業を実施しており、先日も、事務局の担当課長を講師として手洗い講習会を実施していただいたが、それらの記載はないのか。

●事務局

事業者への講習会の実施については、10ページに記載している。

○委員

リスクコミュニケーションについては、推進計画の議論をする中で、食育との連携を図ることとしたが、指導計画の中では触れられていないが。

●事務局

次期推進計画の内容に合わせて修正する。

○委員

事務局には本日の委員からの意見を踏まえて指導計画の素案を修正し、パブリックコメントを実施してもらいたい。

(以上)